

第11回 京都府営水道事業経営審議会

日 時：令和3年11月12日（金）

午後1時から3時まで

場 所：ホテルルビノ京都堀川

地下1階「平安の間」

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 新・京都府営水道ビジョン検討状況報告について

3 報告事項

京都府営水道事業の経営状況等について

4 閉 会

京都府営水道事業経営審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職
池 淵 周 一	京 都 大 学 名 誉 教 授
伊 藤 禎 彦	京 都 大 学 大 学 院 工 学 研 究 科 教 授
兎 本 和 久	京 都 府 議 会 議 員
上 村 崇	京 田 辺 市 長
佐 藤 裕 弥	早 稲 田 大 学 研 究 院 准 教 授 早 稲 田 大 学 総 合 研 究 機 構 水 循 環 シ ス テ ム 研 究 所 主 任 研 究 員
佐 藤 陽 子	公 認 会 計 士
清 水 眞 理 子	京 都 府 女 性 の 船 「 ス テ ッ プ あ け ぼ の 」 相 楽 支 部 長
田 野 照 子	八 幡 市 女 性 会 会 長
中 小 路 健 吾	長 岡 京 市 長
西 垣 泰 幸	龍 谷 大 学 経 済 学 部 教 授
能 勢 昌 博	京 都 府 議 会 議 員
秦 陽 子	長 岡 京 市 女 性 の 会 顧 問
廣 岡 和 晃	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 京 都 府 連 合 会 会 長
藤 山 裕 紀 子	京 都 府 議 会 議 員
松 村 淳 子	宇 治 市 長
水 谷 修	京 都 府 議 会 議 員
村 井 弘	京 都 府 議 会 議 員
山 田 悦	京 都 工 芸 繊 維 大 学 名 誉 教 授
山 田 淳	立 命 館 大 学 名 誉 教 授
山 本 篤 志	京 都 府 議 会 議 員

※任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日 [2年]

〈 配 付 資 料 〉

「新・京都府営水道ビジョン」検討状況報告	資料 1
京都府営水道事業の経営状況について	資料 2
送水管路更新・耐震化事業の進捗	資料 3
和歌山市六十谷水管橋の崩落に伴う応援給水活動について	資料 4

参考資料

- 京都府公営企業の設置等に関する条例（抜粋）
- 京都府公営企業の組織等に関する規程（抜粋）

新・京都府営水道ビジョン 検討状況報告

令和3年11月
京都府営水道事業経営審議会
新・京都府営水道ビジョン検討部会

新・府営水道ビジョン検討部会の開催状況

■ 第1回検討部会

日時: 令和3年3月19日(金) 15時～16時30分

議題: 部会長の選任について

新・府営水道ビジョンの策定について

- 新ビジョンの構成案について
- 新ビジョン策定のスケジュールについて

■ 第2回検討部会

日時: 令和3年10月20日(水) 14時30分～16時30分

議題: 新・府営水道ビジョンの策定について

- 現行ビジョンの取組状況について
- 新・府営水道ビジョン構成案について

2

目次

I 新・府営水道ビジョンの策定について

i. ビジョン策定の趣旨

II 現行ビジョンの取組状況について

i. 現行ビジョンの取組状況

III 新・府営水道ビジョンの構成案について

i. これからの府営水道事業を取り巻く環境

ii. ビジョンの構成について

iii. 事業展開の基本的な考え方、事業目標及び取組方策について

3

I 新・府営水道ビジョンの策定について

4

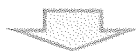
i. ビジョン策定の趣旨

現状の課題認識(府営水道の状況)

- 人口減少社会の到来に伴う水需要減少(40年後に約3割減)
- 老朽化施設の更新需要増加
- 熟練水道技術職員の減少(今後10年間で約5割が退職)

経営審議会第2次答申(3 持続可能な府営水道事業のあり方)

- 安心・安全な水道水の安定供給のため、基盤強化に努める
- 単独で解決が困難な課題については、府営水道と受水市町が共に協力し、広域連携・広域化といった抜本的方策も積極的に検討



現行ビジョンの計画期間満了に伴い、上記を踏まえた新ビジョンを策定

計画期間と位置づけ

- 2023年(令和5年)4月～2033年(令和15年)3月
- 持続可能な府営水道事業のための目標や取組方策を記載

5

Ⅱ 現行ビジョンの取組状況について

i. 現行ビジョンの取組状況

● 主な取組計画と成果

○: 予定どおり実施(着手/完了)
 △: 実施(着手)したが、一部未実施(未完了)
 新: 新たな課題

進捗
評価

1. 将来の水需要と府営水道の適正規模

- 不確実要素の影響度合いを勘案した水需要予測 ⇒ 統計的手法を用いた水需要予測を実施 ○
- 府営水道と受水市町全体での適正な施設規模の検討 ⇒ 検討着手 △

2. 安心・安全な給水体制の確保(リスク別対策)

- 宇治系送水管路の更新耐震化完了 ⇒ 一部供用済。期間内に完了予定 ○
- 木津系送水管路更新耐震化着手 ⇒ 事業計画着手 ○

3. 安心・安全な給水体制の確保(横断的取組)

- 人材育成・技術継承の取組を充実・強化 ⇒ OB等の活用による技術継承の更なる実施が必要 △
- ⇒ 業務委託による技術習得機会の減少 新

4. 経営改善に向けた取組

- 繰越欠損金・有利子負債残高の削減 ⇒ 目標値到達 ○
- 資金残高の確保

5. 費用負担のあり方

- 建設負担料金格差の縮小、資産維持費の導入 ⇒ 建設負担料金の統一、資産維持費の導入 ○

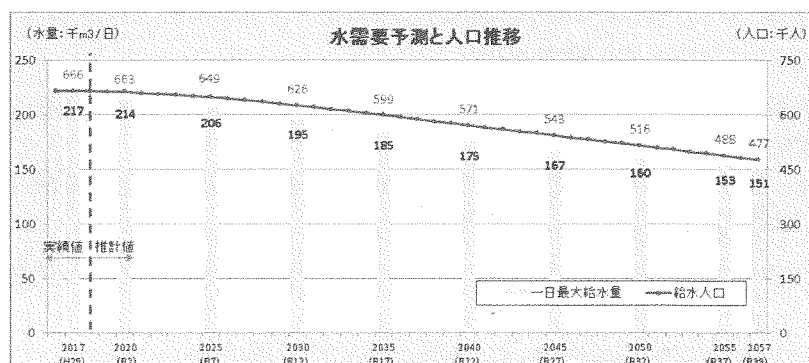
6. 受水市町との連携・強固な信頼関係の構築

- 業務の共同化等の広域連携や広域化等について ⇒ 業務の共同化や資材の共同化について府営水道及び受水市町が連携して検討 △
- 検討したもの、実施に至らず

Ⅲ 新・府営水道ビジョンの構成案について

i. これからの府営水道事業を取り巻く環境

- 府営水道給水区域の2017年～2057年の水需要予測を実施
結果：40年後の一日最大給水量は約3割減少見込み(217 → 151千m³/日)
- 府営水道と受水市町施設の老朽化による更新需要の増大と水需要減少により、給水原価は府営水道と受水市町全体で約2倍に上昇する見通し
- 現状の施設規模を維持した場合、府と受水市町を合わせた40年後の施設予備力は26%→49%に増大
⇒施設規模の適正化や広域連携の検討が不可欠



ii ビジョンの構成について

- 第1回検討部会での意見は以下のとおり
 - ◆ 府営水道が目指す将来像を明確にし、それを実現するための具体的な方法が見えるように検討すべき。
- 第1回部会の意見を踏まえた第2回部会での事務局構成案は以下のとおり

- I 事業展開の方向性: 基本理念、10年後のあるべき姿
- II 事業展開の基本的な考え方: 取組推進時の3つの着眼点
- III 事業目標及び取組方策(長期目標、計画期間目標、計画期間の取組)
- IV ビジョンの進捗管理 フォローアップ

◆基本理念(案): 受水市町と共に、安心・安全な水を安定的に供給し続けられる水道事業を構築

◆10年後のあるべき姿(案): 府営水道と受水市町双方が将来にわたり持続可能な水道事業を継続していくため、「コストとリスクのバランスのとれた適正な施設規模と配置」の実現に向かって、将来の姿について共通認識を持って施設整備や業務の共同化を進めている。

⇒案に対し、部会では次のとおり意見をした。

- ◆ あるべき姿の表現が抽象的であり、もう少し具体的に描いたほうがよいのでは。
- ◆ 持続可能な水道事業の構築には「施設の適正規模と配置」以外の視点もあるのでは。
- ◆ 40年後の見通しは不確実ではあるが、予測するものではなくデザインするもの。長期的視点に立った構想も込められるとよい。

⇒より具体的に記載できるよう、まずは受水市町との議論を深めることを依頼

10

iii 事業展開の基本的な考え方、事業目標及び取組方策について

- 第1回検討部会での意見は以下のとおり
 - ◆ 長期的なテーマを議論する上では、計画期間の目標設定だけでは不十分。長期にわたる計画の中の10年間だということを強調したほうがよい。
- 第1回部会意見を踏まえた第2回部会での事務局構成案は以下のとおり

- I 事業展開の方向性: 基本理念、10年後のあるべき姿
- II 事業展開の基本的な考え方: 取組推進時の3つの着眼点
- III 事業目標及び取組方策(長期目標、計画期間目標、計画期間の取組)
- IV ビジョンの進捗管理 フォローアップ

「安心・安全+連携」「持続+連携」の観点で、「長期的な目標」、「計画期間(10年間)の目標」を設定し、具体的な取組方策を記載(体系案は次ページ以降のとおり)

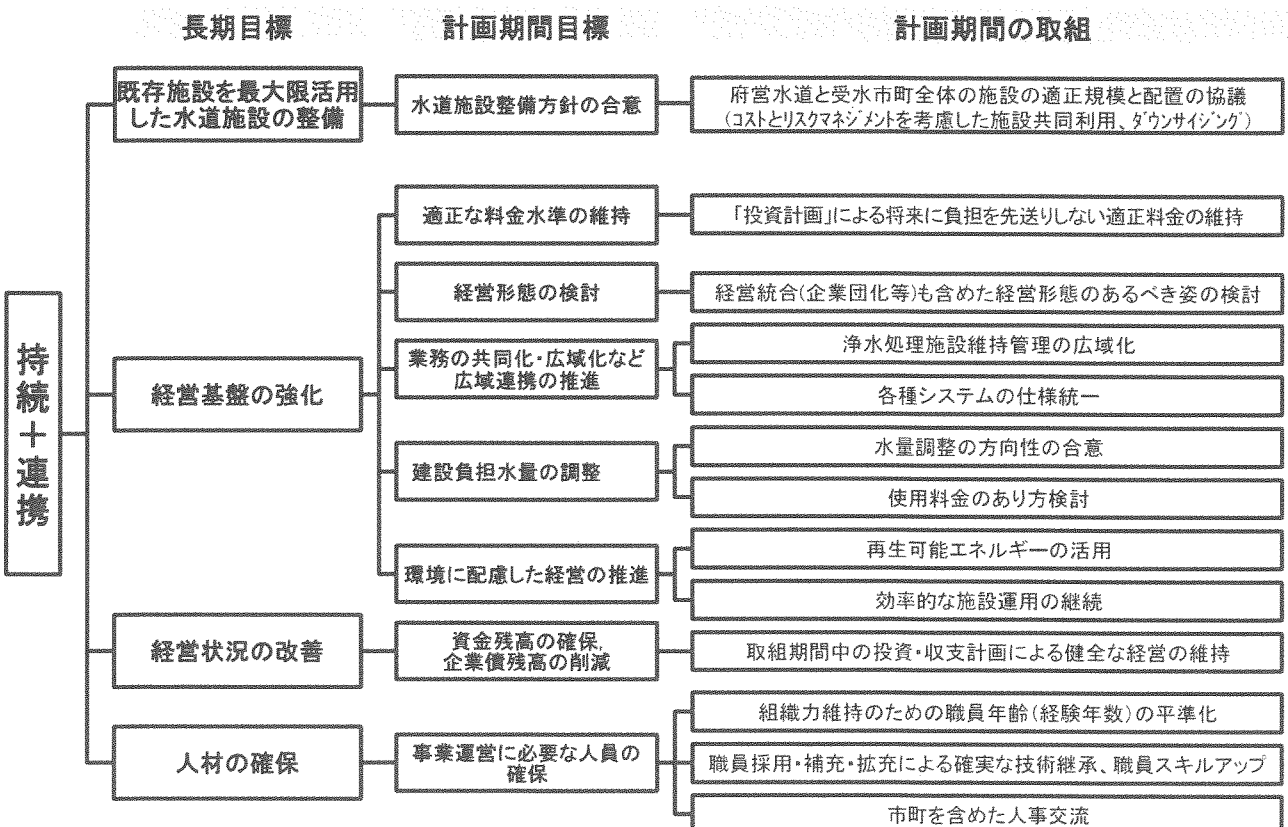
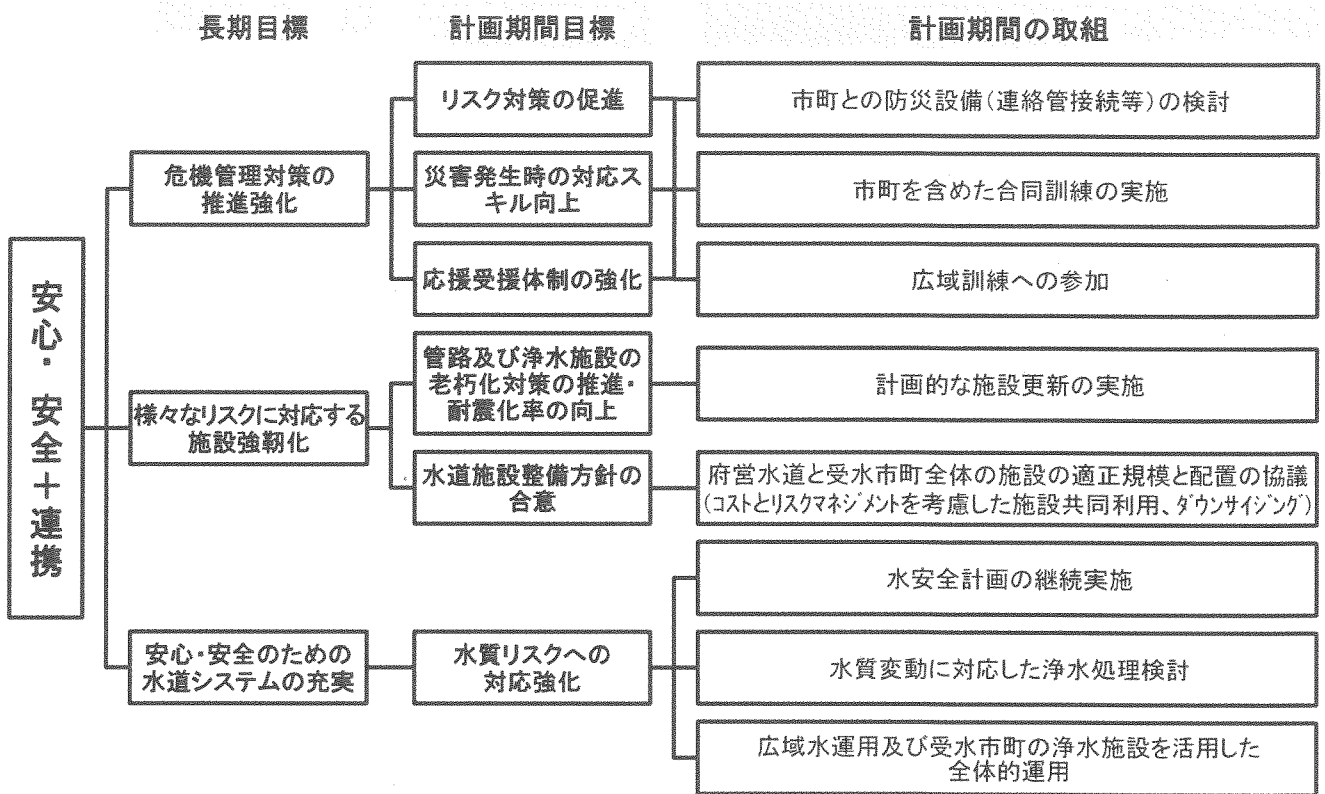
⇒案に対し、部会では次のとおり意見をした。

- ◆ この10年間での解決が困難な課題であっても、更に次の10年につながるものとなるように、取組の整理ができるとよい。
- ◆ 料金水準によってリスク対応や取組の充実度が異なってくる。単価上昇の許容範囲内で課題解決するには、取組の優先順位付けが必要。
- ◆ 10年後の目指すべき姿を実現するために目的と取組の関係性を明確にして記載するほうがよい。

⇒実効性のある取組内容となるよう、今後の部会で検討していく。

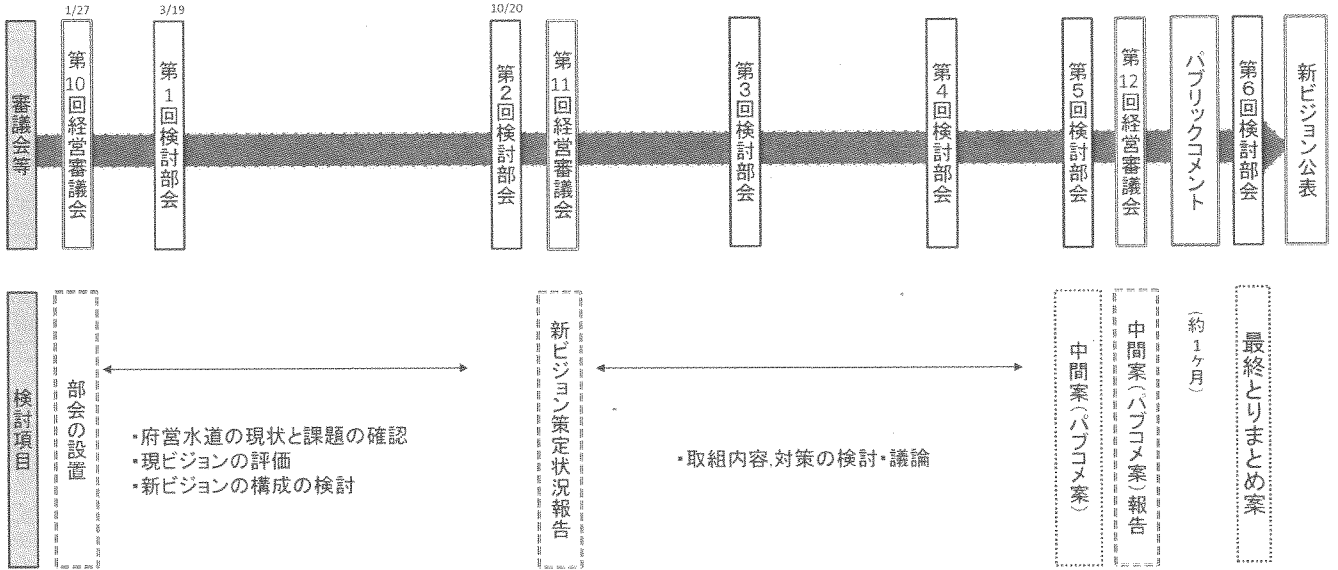
11

○事業目標及び取組方策(案)



新・京都府営水道ビジョン策定スケジュール案

令和
 2年度 | 3年度 | 4年度
 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



京都府営水道事業の経営状況について

令和3年11月 京都府府民環境部

1

令和2年度決算(前年度決算との比較)

項目	(税抜き)		
	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	差(A)-(B)
年間給水量	千m ³ 41,163	千m ³ 40,086	千m ³ 1,077
① 収益的収入	百万円 5,011	百万円 4,966	百万円 45
給水収益	4,601	4,522	79
他会計補助金	15	24	△ 9
その他	395	420	△ 25
② 収益的支出	13,523	4,787	8,736
人件費	446	448	△ 2
維持管理費	985	1,032	△ 47
ダム管理費	288	293	△ 5
減価償却費	2,435	2,578	△ 143
支払利息	365	436	△ 71
特別損失	9,004	0	9,004
③ 収益的収支差引 ①-②	△ 8,512	179	△ 8,691
④ 資金残高	3,274	2,675	599

- ・年間総給水量:対前年度決算比2.7%増の4,116万3千立方メートル。
- ・収益的収入:対前年度比0.9%増の50億11百万円。
- ・給水収益:対前年度比1.8%増の46億1百万円。
(使用料金改定に伴う増)
- ・収益的支出:対前年度比182.5%増の135億23百万円。
(未利用水源費の減損処理に伴う増)
- ・収益的収支差引:85億12百万円の赤字。
- ・資金残高:対前年度比22.4%増の32億74百万円。

(注)

- ・「その他」:長期前受金戻入、水質検査受託費等の合計額
- ・「維持管理費」:修繕費、薬品費、動力費、委託費等の合計額

2

令和2年度計画値と実績値の比較

〔収益的収支〕

項目	(税抜き)		
	令和2年度 実績(A)	令和2年度 計画(B)	差(A)-(B)
年間給水量	千m ³ 41,163	千m ³ 38,325	千m ³ 2,838
① 収益的収入	百万円 5,011	百万円 4,908	百万円 103
給水収益	4,601	4,514	87
他会計補助金	15	15	0
その他	395	379	16
② 収益的支出	13,523	13,654	△ 131
人件費	446	494	△ 48
維持管理費	985	1,041	△ 56
ダム管理費	288	286	2
減価償却費	2,435	2,466	△ 31
支払利息	365	370	△ 5
特別損失	9,004	8,997	7
③ 収益的収支差引 ①-②	△ 8,512	△ 8,746	234
④ 資金残高	3,274	2,883	391

・年間給水量: 対計画値比283万8千m³(7.4%)増の4,116万3千立方メートル。

・収益的収入: 給水収益及びその他(水質検査受託費)の増などにより、対計画値比 1億3百万円(2.1%)増の 50億1千1百万円。

・給水収益: 対計画値比 8千7百万円(1.9%)増の46億1百万円。

・収益的支出: 維持管理費の減などにより、対計画値比 1億3千1百万円(1.0%)減の 135億2千3百万円。

・収益的収支差引: 対計画値比 2億3千4百万円(2.7%)増の△85億1千2百万円

・資金残高: 対計画値比 3億9千1百万円増の32億7千4百万円。

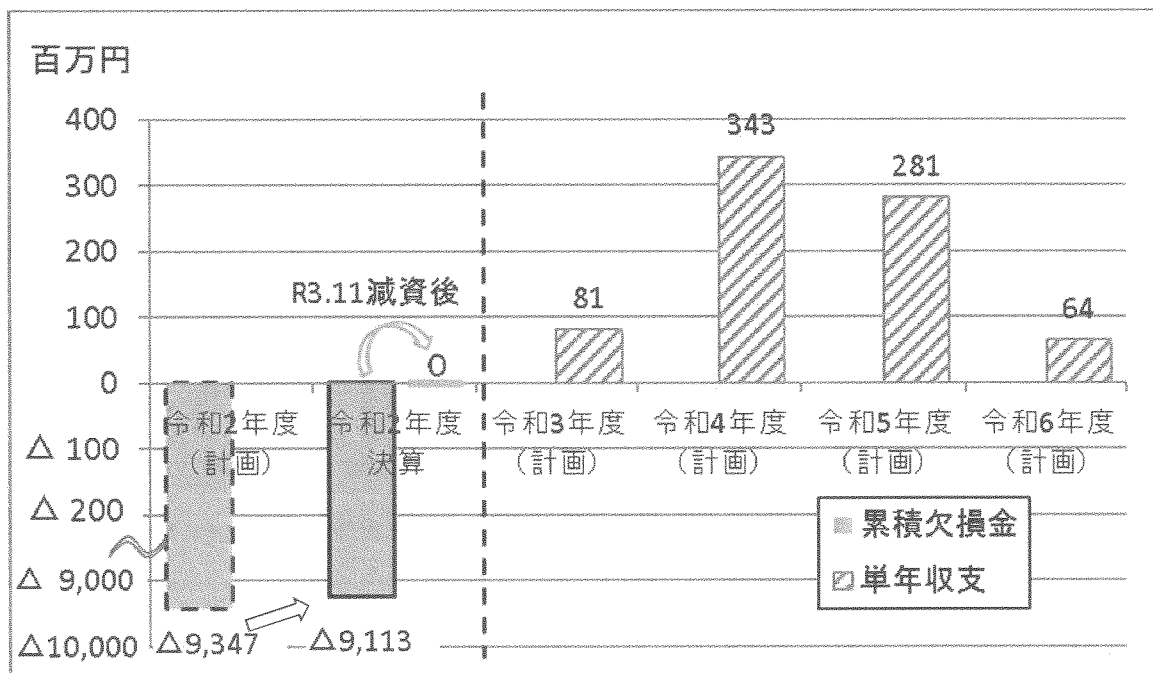
(注) ・「その他」: 長期前受金戻入、水質検査受託費等の合計額

・「維持管理費」: 修繕費、薬品費、動力費、委託費等の合計額

・計画: 「経営レポート R2.11改訂版」の見込み値

3

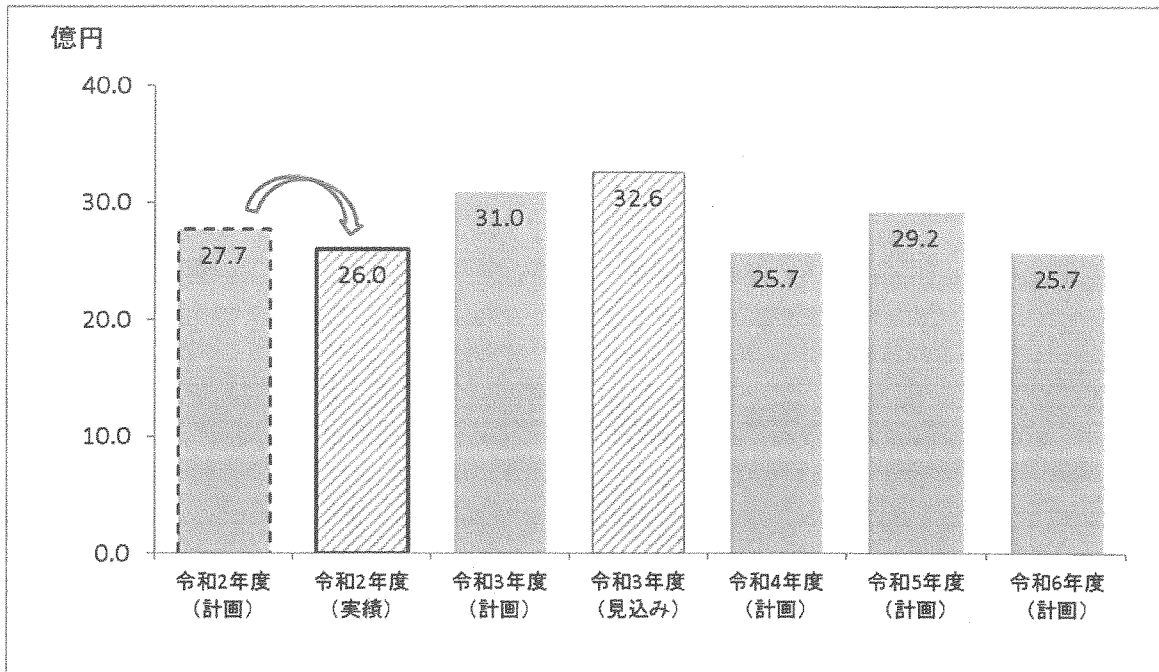
累積欠損金(R3.11)の状況と単年収支(R3~R6)の見込み



- R2決算: 未利用水源費の減損処理による特別損失計上により累積欠損金約91億円
- R3.11: 減資により累積欠損金を解消
- R3以降は毎年度黒字確保の見込み

4

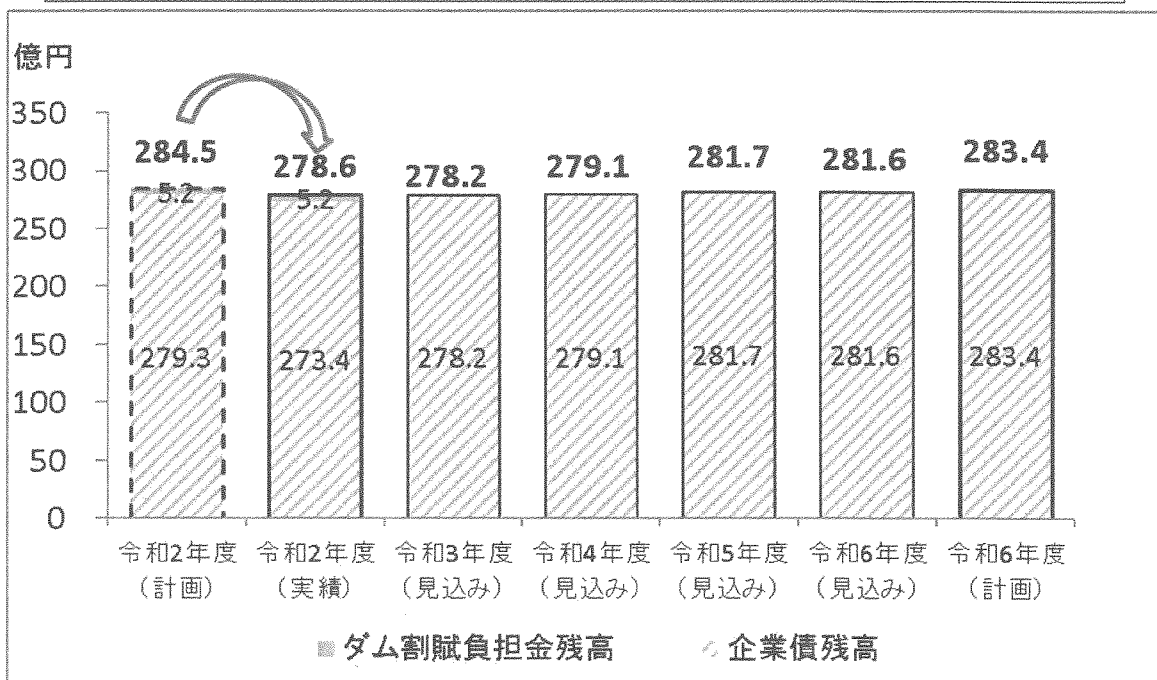
今後の経営見通し(改良事業費)



- 宇治浄水場オゾン発生装置更新工事(R1-R3)、木津浄水場沈殿池掻寄機更新工事(R2-R3)、乙訓浄水場自家発電機設備設置工事(R1-R3)等、計画どおりに工事実施
- R2、R3は天ヶ瀬ダム再開発負担金を含んだ額

5

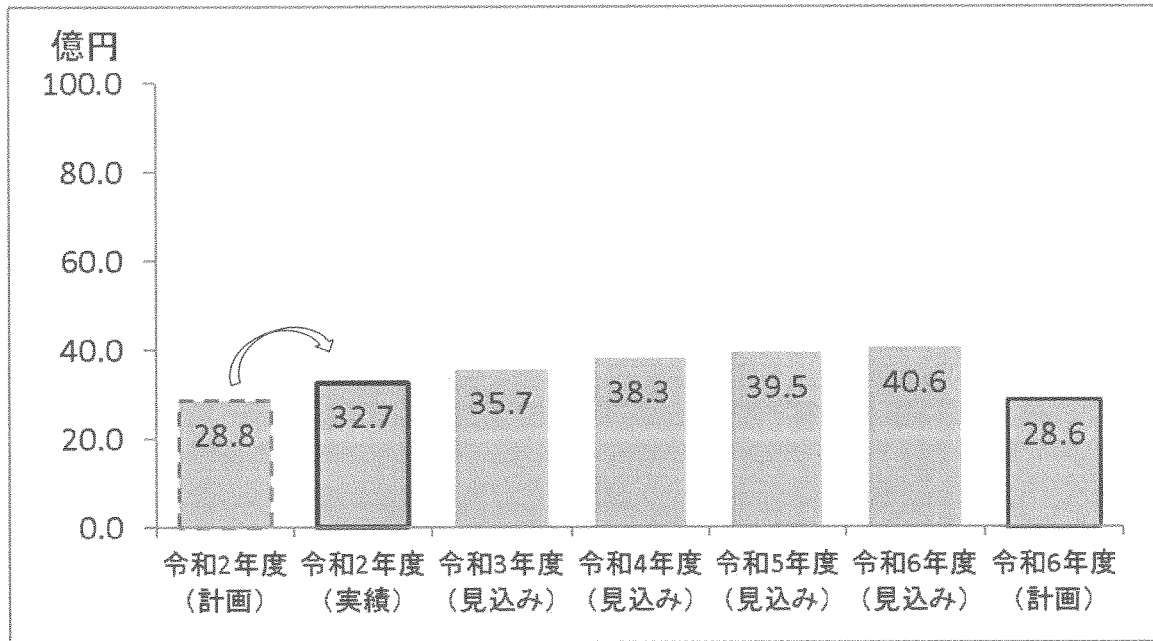
今後の経営見通し(有利子負債)



- R2有利子負債残高：起債抑制により、計画より△5.9億円減
- ダム割賦負担金の返済がR3に終了。
- 企業債については、継続的に改良事業を実施していくため、起債額は依然として高い状況。

6

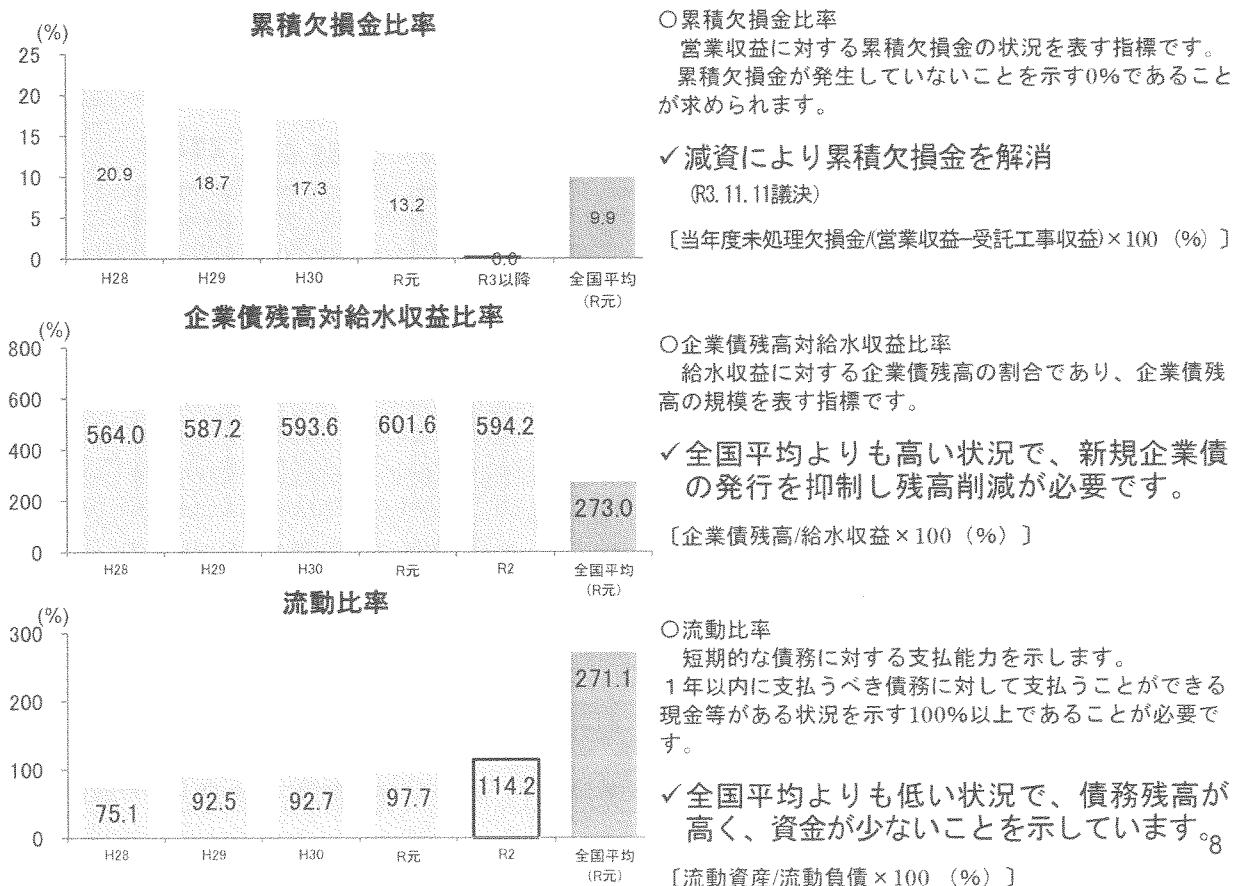
今後の経営見通し(資金残高)



- 一般会計からの借り入れ(R2:3.7億円)、起債割合の見直し(R3:4.6億円増)により、計画よりも資金残高が増加
- 今後、一般会計借入金の返還や起債割合の見直しを検討

7

全国平均値(R元)と府営水道の現状比較(R2)



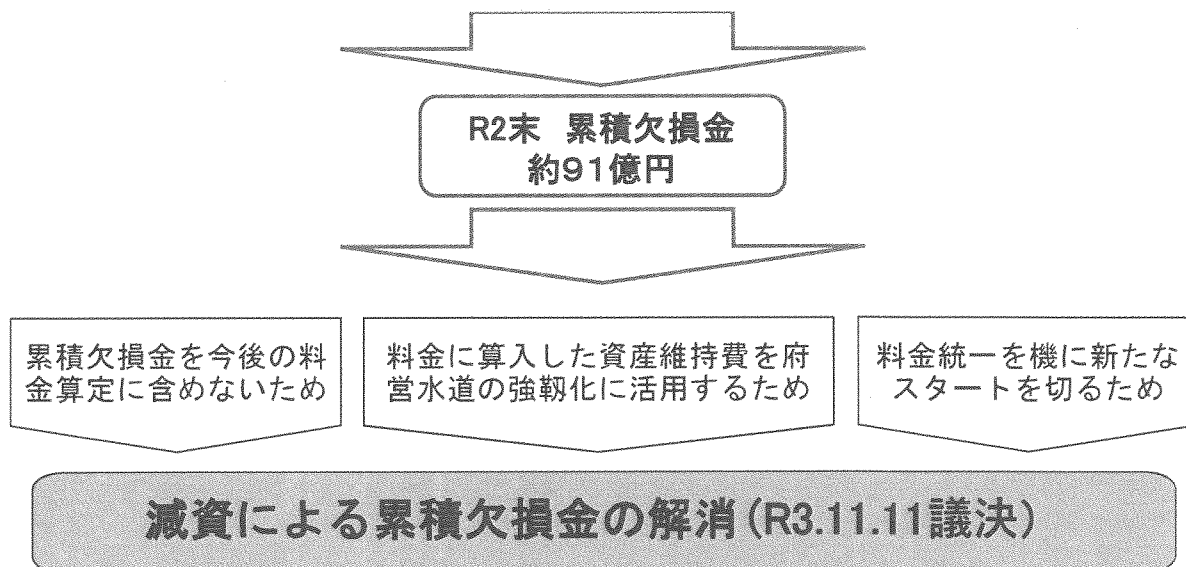
水道事業会計の減資の実施について

R2料金改定時の方針:

未利用の水源費については、府民負担の軽減を図るため受水市町に料金負担を求めない。

○取組内容

総括原価に含めずに料金を改定し、将来にわたって受水市町に負担を求めないこととしたため、未利用水源費を減損処理(資産を減額、特別損失計上)

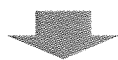


9

水道事業会計の減資の実施について

(単位：億円)

B/S資本の部	減資前	減資後	差引	備考
資本金	371	280	91	資本金の額を減少
累積欠損金	△ 91	0	△ 91	欠損金解消
計	280	280	0	



- ◆ 今後は、利益が出た場合に欠損金の補填に費消されてしまうことがなくなる。利益処分が可能に。
- ◆ 資産維持費を有効活用するため、企業債借入額抑制による残高の削減や、府営水道の強靱化のための積立金創設を検討。

10

送水管路更新・耐震化事業の進捗

- 浄水場及び導水管路は耐震化済み
- 送水管路（総延長75 km）は、約45 kmが非耐震管で、うち宇治系管路の約12 km及び木津系管路の約7 kmが法定耐用年数（40年）超過
- 進捗状況
 - 城陽線は平成29年度末から供用開始
 - 事業中の区間のうち宇治市街地工区のシールド工事3.6 kmが令和2年度末に完成、既設管と接続可能な上流側の2.2 kmを一部供用開始
 - 木津系管路の約7 kmについても、令和4年度から測量や土質調査等、詳細設計に着手する予定

<令和3年度事業>

- ・ 久御山接続区間：配管工事及び城陽線区間の旧管路撤去工事を継続施工
- ・ 木津川大橋区間：河川管理者との協議中、測量及び設計業務を実施

区 間	工 法	延 長	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
宇 治 市 街 地 宇治浄水場 ～ 宇治市第2分岐付近	シールド	3.6km		調査・設計等							部分供用開始		供用開始	
			工事											
久 御 山 接 続 宇治市第2分岐付近 ～ 連絡管(宇治)接続	開削 + 推進	2.5km			調査・設計等									
			工事										撤去	
木 津 川 大 橋 連絡管(木津)接続 ～ 宇治市第2分岐付近	開削 + 推進	1.4km			河川管理者との協議									
			調査・設計等										工事	供用開始
城 陽 線 幹線分岐 ～ 城陽市第3浄水場	開削 + 推進 + 水管橋	2.6km	調査・設計等											
			工事						供用開始					
											撤去			

宇治系送水管路更新・耐震化事業

耐震化延長約12km 事業期間H26～R6(予定) 総事業費約90億円

宇治市街地区間(シールド工区) 3.6km(H27～R2 約38億円)

R3.3部分供用開始区間

2.2km(H27～R2 約24億円)

H29～R4

久御山接続区間

久御山町 第2分水点

久御山町 第1分水点

久御山町 第1分水点

久御山町 第2分水点

久御山町 第1分水点

久御山町 第2分水点

久御山町 第1分水点

久御山町 第2分水点

久御山町 第1分水点

久御山町 第2分水点

久御山町 第1分水点

久御山町 第2分水点

久御山町 第1分水点

久御山町 第2分水点

久御山町 第1分水点

久御山町 第2分水点

久御山町 第1分水点

久御山町 第2分水点

久御山町 第1分水点

久御山町 第2分水点

久御山町 第1分水点

久御山町 第2分水点

R4～R6

木津川大橋区間

木津川大橋

木津川大橋

木津川大橋

木津川大橋

木津川大橋

木津川大橋

木津川大橋

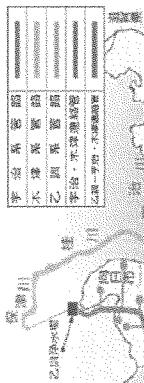
木津川大橋

木津川大橋

木津川大橋

木津川大橋

木津川大橋



管路の耐震化率	着手前 (H26)	現在 (R3)
管 路	44%	50%
うち送水管路	40%	47%
宇 治 系	3%	35%
木 津 系	41%	41%
乙 訓 系	59%	59%
宇治木津連絡管	14%	14%
乙訓-宇治木津	100%	100%
緊急連絡管	100%	100%

区 間	延長	工法	延長
宇治市街地区間	3.6km	シールド	3.6km
久御山接続区間	2.5km	開削+掘進	2.5km
木津川大橋区間	1.4km	開削+掘進	1.4km
城陽線区間	2.6km	開削+掘進+水管橋	2.6km
既設ルート			
うち更新区間			

和歌山市六十谷水管橋の崩落に伴う応援給水活動について

令和3年11月12日
京都府営水道事務所

令和3年10月3日に発生した和歌山市六十谷水管橋の崩落に伴う応援給水活動について、対応した内容を下記のとおり報告します。

記

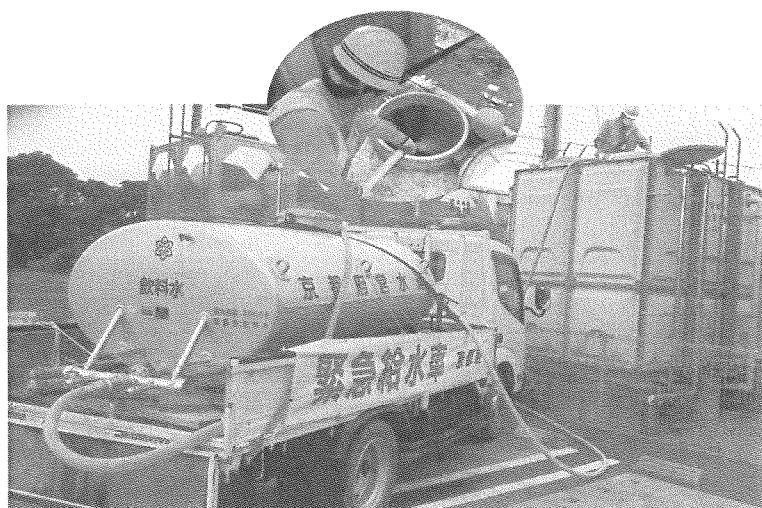
1 被害及び復旧状況

- (1) 発生日時 令和3年10月3日(日) 15時44分
- (2) 被害状況 和歌山市企業局水管橋 900mm×2条の破損 [約60,000世帯で断水]
- (3) 応援要請 10月3日 和歌山市から日本水道協会関西地方支部に要請
4日 京都府支部を通じ各事業体に応援要請
5日～ 京都府営水道から加圧給水車による給水活動
〔全給水車133台 [京都府支部18台 (17事業体)]
うち 府営水道及び受水市町で9台 (9事業体)〕
- (4) 復旧状況 10月9日 給水再開
11日 京都府支部活動終了 (13日 関西支部活動終了)

2 給水活動の状況

- (1) 給水期間 10月5日(火)～11日(月)の7日間
- (2) 活動内容 市民への個別給水及び介護施設等の貯水槽等への給水
加圧給水タンク(令和元年度配備)をトラックに積載して給水を実施
- (3) 派遣職員 2名/日(2泊3日交替)体制で対応(給水トラック+サポート車)

<活動の様子>



○京都府公営企業の設置等に関する条例（抜粋）

昭和41年12月27日

京都府条例第43号

（組織）

第3条 法第7条ただし書の規定により公営企業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により公営企業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、府民環境部及び建設交通部並びに京都府営水道事業経営審議会（以下「府営水道審議会」という。）及び京都府流域下水道事業経営審議会（以下「流域下水道審議会」という。）を置く。

（府営水道審議会）

第4条 府営水道審議会は、知事（公営企業の管理者の権限を行う知事をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、供給料金その他の水道事業の経営等に関する重要事項について調査審議する。

2 府営水道審議会は、調査審議のため必要があるときは、水道水の供給を受けている市町から意見を聴くことができる。

3 府営水道審議会は、委員20人以内で組織する。

4 府営水道審議会において、専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。

5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、府営水道審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第10条に規定する企業管理規程で定める。

第5条～第8条 （略）

附 則 （略）

附 則（平成31年条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成31年規則第22号で平成31年4月1日から施行）

○京都府公営企業の組織等に関する規程(抜粋)

昭和39年4月1日
京都府公営企業管理規程第1号
(略)
令和2年4月1日企管規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公営企業の設置等に関する条例(昭和41年京都府条例第43号)第3条第2項に規定する府民環境部及び建設交通部並びに京都府営水道事業経営審議会及び京都府流域下水道事業経営審議会の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条～第27条(略)

(京都府営水道事業経営審議会の会長及び副会長)

第28条 京都府営水道事業経営審議会(以下この章において「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の部会)

第30条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び専門委員をもつて組織する。
- 3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第31条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第32条 審議会の庶務は、部において処理する。

(会長への委任)

第33条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(準用)

第34条 第28条から前条までの規定は、京都府流域下水道事業経営審議会について準用する。

附 則(令和2年企管規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。